2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注１)(注２) (2)　(注１)(注２) (3)　(注１)(注２) (4)　(注１)(注２) (5)　(注３) (6)　(注４) (7)　(注１)(注２) (8)　(注１)(注２) (9)　(注１)(注２)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注３)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注４)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２) (3)　(注１)(注２) (4)　(注１)(注２) (5)　(注１)(注３) (6)　(注１)(注４) (7)　(注１)(注２) (8)　(注１)(注２) (9)　(注１)(注２) (10)　(注１)	(注１)　当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注４)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

別表第一号第５の注36を同表注38とし、同表注34の次に次のように加える。

35　33の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2)　(1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　放送法第121条第２項第１号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　放送法第121条第２項第２号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

36　34の欄は、33の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

37　35の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第１項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2)　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

別表第一号第６の１の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード	
	□従たる目的
	□従たる目的

に改め、別表第二号第６の注37を同注38とし、同注36を同注37とし、同注35を同注36とし、同表注34(5)を同注(6)とし、同注(4)の次に次のように加える。

(5)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第一号第６の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。

別表第一号第６の注16中「記載すること。」の下に「また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。」を加え、同表注34を同表注35とし、同表注16から同表注33までを１ずつ繰り下げ、同表注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第一号の二第一の表題中「放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）」を「基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）」に改め、同表中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表注５⑥中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同注⑨中「又は工事設計認証番号」を「、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号」に改め、同表注12を次のように改める。

12　11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

別表第一号の二第一の注19中「（衛星補助放送を除く。）」を削る。

別表第一号の二第八の表題中「放送衛星局、放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局」に改め、同表注６中「放送衛星局及び放送衛星試験局（以下「放送衛星局等」という。）」を「衛星基幹放送局等」に改め、同表注15、注20、注21及び注24中「放送衛星局等」を「衛星基幹放送局等」に改める。

別表第一号の三第一の１の表中

17　無線局の目的コード	

を

17　無線局の目的コード	□従たる目的

に改め、同表注26⑥を同注⑦とし、同注⑤の次に次のように加える。

(6)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第一号の三第一の注18を次のように改める。

18　17の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。